

タンカーの貨物タンクの通気装置に関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、タンカーの貨物タンクの通気装置に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、船用材料・機器等の承認要領である。なお、本改正は次のいずれかに該当するタンカーの貨物タンクの通気装置に適用される。

- (a) 2026年12月4日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される装置、又は建造契約がない場合は2026年12月4日以降に起工又は同等段階にある船舶に搭載される装置
- (b) 前(a)に規定する以外の船舶に搭載される装置にあつては、契約上の納入日が2026年12月4日以降の装置、又は契約上の納入日がない場合は実際の船舶への納入が2026年12月4日以降に行われる装置

2. 改正の背景

SOLAS条約第II-2章第4規則5.3.3では、タンカーの貨物タンクの通気装置に、貨物タンクへの火炎の侵入を防ぐ装置を取付けることを要求しており、この装置の設計、試験及び配置場所の基準としてMSC.1/Circ.677を参照している。本会は、これらの要件を鋼船規則R編、関連検査要領等に取り入れている。

MSC.1/Circ.677が参照している、PV弁及びPV弁に取付けられる火炎の侵入を防ぐ装置の性能及び試験に関する規格であるISO 15364:2000が、ISO 15364:2021に改正され、PV弁の最大許容ガス漏れ率等の要件が規定された。

これを受けて、2025年5月に開催されたIMO第109回海上安全委員会(MSC109)において、参照する規格をISO 15364:2021に改める改正がMSC.1/Circ.677/Rev.1として承認された。

このた、MSC.1/Circ.677/Rev.1に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正内容は以下のとおりである。

- (1) PV弁の最大許容ガス漏れ率及び漏れ試験を規定した。
- (2) PV弁にチェックリフト等の開閉する機構を取付けることを規定した。
- (3) チェックリフトの凍結試験を規定した。